

I 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっている。
- DVは、被害者の生命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼす危険性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあり、さらに、長引くコロナ禍により深刻化している可能性があることなども課題となっている。
- このため、県は、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組をより一層推進する。

2. 計画の根拠法令等

〈根拠法令〉 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第1項 都道府県に計画策定義務）

〈計画期間〉 R5～9年度（5年間）

〈計画対象〉 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に定義されている「配偶者からの暴力」及びデートDV（交際相手からの暴力）

3. 計画の策定経緯

- 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を策定（期間：H30～R4年度）
- 18歳以上の県民のDVに関する意識、被害等の経験の状況、ニーズ等を把握・分析するため、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施予定（R4年度）
- 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において検討し、DV被害者支援者アンケート結果等もふまえて、R4年12月に本計画案を取りまとめる予定（R4年度）
- 法律及び国の基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行う。

4. 計画の推進体制等

- 本計画の推進にあたっては、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」等の場を通じて、DVの状況や施策の実施状況等を把握するとともに、市町村や関係機関等との適切な役割分担と連携により実施する。
- 今回新たに評価指標を定め、毎年度、進捗状況と取組実績を把握することにより、計画の進行管理を行うとともに、PDCAサイクルに基づき計画を推進する。

II 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

すべての県民がDVを許さない意識をもった社会を目指す。

DVを発生させないことを目指し、万が一被害を受けたときは安心して相談・避難ができ、自立した生活を取り戻せる社会を目指す。

2. 基本目標等

誰もが安心・安全に暮らせるよう、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組みを推進する。

1. DV被害者支援者アンケート及びこれまでの協議会での主なご意見と課題

- 相談者自身がDVに気がついていない、自分が我慢すればいいと思っている。
- 何がDVなのかすら分かっていない人や相談窓口があることも知らない人もいる。相談窓口のPRが必要。
- SNS等を活用するなど、若い世代がアクセスしやすい工夫が必要。
- 休日、夜間の相談体制が不十分。いつでも相談できる場所を充実させてほしい。
- DVに対する教育の場が少ない。若いときに理解して深めるべき。

<現状1>

被害者自身がDVについての理解が不十分であったり、被害者が安心して相談できる先が十分に知られていない

- 関係機関との役割分担が明確でない。
- 被害者が気軽に利用できるような相談場所を作ることが大切。
「早期発見・通報体制」という言葉の使い方自体問題がある。ここに行けば早期発見されて通報されて、フローチャートに則った対応をされるような相談体制では、気軽に相談しにくいと思う。
何かあれば相談に行ける場所があるというのが、相談体制の充実なのではないか。
- 市町村によって対応が違っていると感じる。みんな同じような対応ができるような体制づくりを県として取り組んでほしい。
相談を受ける人も、迷いながら相談を受けている。ハンドブックなどあれば良い。
- 市町村におけるDV対策の促進について、年1回研修があるだけ。市町村の現場職員のニーズを確認して、その方の役に立つような研修や連携の仕方をしてほしい。

<現状2>

関係機関どうしの役割分担の共通認識が十分でない

<現状3>

被害者に対し、対応が十分にできていない可能性がある

- 一時保護所を退所した被害者が、人間関係や金銭的な問題から加害者の元に戻ってしまうケースがあり、問題が複雑・深刻化する前に支援団体や地域などが連携して支援することが大事。
- DV被害者に対し、仕事を早く見つけて収入を安定させることが必要だと思うので、今後も支援を行いたい。

<現状4>

各関係機関と連携した被害者の自立に向けた取り組みが十分にできていない可能性がある

2. 計画の策定の考え方

先に挙げた**現状**から、それぞれ以下1～4の**課題**を抽出・整理し、課題解決に向け、現計画から大きく**基本目標**は変更はせず、以下の**具体的取組**を追加する。

現計画		次期計画			
基本目標	重点目標	現状	基本目標 ※前計画を据置	課題	具体的取組 ※前計画に追加する取組
<体制整備> 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	1	<発生予防> 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	DVに対する理解の醸成、相談窓口周知のための啓発の強化	① SNSなど様々なツールによる意識啓発・情報提供 ② 発達段階に応じた教育の推進 ③ DV加害者とならないための予防啓発活動の推進
	(2) 市町村におけるDV対策の促進				
	(3) 民間団体等関係機関との連携				
<発生予防> 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(1) 県民への意識啓発	2	<体制整備> 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	県・市町村・関係機関の適切な役割分担と連携	① 奈良弁護士会と協働した、弁護士による市町村等の相談員支援に向けた法律相談体制整備（県費用弁償検討） ② 「相談対応の手引き」、使用しやすい「DV被害者相談共通シート」の内容の充実とその普及 ③ 県の女性相談窓口間の情報共有の検討
	(2) 学校・家庭・地域での人権教育の推進				
	(3) 再発防止に向けたDV加害者への取組				
<早期発見・相談> DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化	(1) 早期発見・通報体制の充実	3	<相談体制の充実> 安心して相談できる体制の強化	被害者に対する相談支援の体制強化	① 様々な相談ツールの充実・周知（DV相談+（プラス）等） ② 児童生徒のための相談体制の整備
	(2) DV被害者が相談しやすい環境整備				
	(3) 信頼できる相談員等の育成				
	(4) 苦情処理体制の整備				
<被害者の保護> DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化	(1) 一時保護体制の強化	4	<被害者の自立支援> DV被害者の自立に向けた支援の強化	各関係機関と連携した被害者の自立に向けた取り組みの強化	① 被害者の心身の状況に合わせた一時保護先の検討
	(2) DV被害者が安心してできる安全な保護体制の確保				
<被害者の自立支援> DV被害者の自立に向けた支援の強化	(1) 総合的な支援の強化	4	<被害者の自立支援> DV被害者の自立に向けた支援の強化	各関係機関と連携した被害者の自立に向けた取り組みの強化	① 一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討 ② DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化 ③ 市町村のDV担当部門と要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携強化
	(2) 就業支援の強化				
	(3) 住宅支援の強化				
	(4) 同伴する子ども等への支援の強化				

IV 計画の体系

基本目標		推進施策	具体的取組	評価指標
発生予防	1 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(1) 県民への意識啓発	① 啓発カード、リーフレット、ホームページ、SNS、講座など様々なツールによる意識啓発・情報提供 ② パーフレットキャンペーンの推進（国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進） ③ 暴力防止に関するセミナーや、広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となるイベント等の開催	広報（イベント）実施市町村数
		(2) 学校・家庭・地域での人権教育の推進	① 学生に対する啓発キャンペーンの実施及び、学校のスクールカウンセラー等による相談の推進 ② 発達段階に応じた教育の推進 ③ デートDVの未然防止等に向けた啓発活動の推進 ④ 生涯学習、地域における人権学習の推進	
		(3) DV加害者への取組	① DV加害者とならないための予防啓発活動の推進 ② DV加害者への更生に向けた働きかけの検討	
体制整備	2 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	① DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進 ② 相談員の資質の向上に向けた研修 ③ 市町村や関係機関等との連携によるDV被害者支援の強化 ④ DVの相談事例及び一時保護の被害者状況の分析、分析を踏まえた支援の充実	DVの相談先を知っている県民の割合
		(2) 市町村におけるDV対策の促進	① DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進 ② 市町村職員等を対象としたDVの理解を深める研修会開催 ③ 「DV相談対応の手引き」を活用した、市町村の相談業務等への支援 ④ 奈良弁護士会と協働した、弁護士による市町村等の相談員支援に向けた法律相談体制整備 ⑤ 県と市町村等との情報共有の推進	
		(3) 関係機関との連携強化	① 関係機関におけるDV被害者相談等の実施 ② 関係機関がより柔軟で機動的なDV被害者支援を行うための情報提供 ③ 医療機関との連携強化（DV相談対応マニュアルの活用） ④ 民生委員・児童委員活動の推進 ⑤ 関係機関や職務関係者との協働・連携による取組の拡充	
相談体制の充実	3 安心して相談できる体制の強化	(1) 安心して相談できる体制の強化	① 「相談対応の手引き」、使用しやすい「DV被害者相談共通シート」の内容の充実とその普及 ② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる相談対応 ③ 様々な相談ツールの充実・周知（DV相談+（プラス）等） ④ 児童生徒のための相談体制の整備 ⑤ 警察による相談体制の充実 ⑥ 県・市町村の専任女性相談員の配置推進 ⑦ 県の女性相談窓口間の情報共有の検討 ⑧ 関係機関や職務関係者との協働・連携による取組の拡充（再掲）	「手引き」の活用市町村数
		(2) 相談員等の育成	① 相談員の資質の向上に向けた研修（再掲） ② DVに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底	専任女性相談員の配置市町村数
		(3) 苦情処理体制の整備	① 迅速かつ適切な苦情処理	
被害者の保護	4 DV被害者を安心・安全に保護する体制の強化	(1) 一時保護体制の確保	① 関係機関と連携した、DV被害者及び同伴する子ども等の安全かつ速やかな一時保護 ② 保護命令申し立てへの支援 ③ 被害者の心身の状況に合わせた一時保護先の検討	一時保護者の生活面の充足度
		(2) DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保	① DV被害者及び同伴する子ども等に対するところのケアの充実 ② 関係機関との連携によるDV被害者及び同伴する子ども等の安全確保 ③ 外国人、高齢者、障害者やLGBTQ等あらゆる方への人権を尊重した対応 ④ DV被害者の個人情報扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底 ⑤ 警察による「DV被害者に対するDV防止法などの分かりやすい説明」と、「DV防止法に基づく、被害の拡大予防、未然防止対応の徹底」	
被害者の自立支援	5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(1) 総合的な支援の強化	① DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進（再掲） ② 法テラス等における法律相談の活用促進 ③ 母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用 ④ DV被害者の一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討 ⑤ DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化	市町村のDV担当部門と要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携市町村数
		(2) 就業支援の強化	① 母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）等、女性の就業に関する窓口との連携による就業支援 ② ハローワークとの連携による就業促進	
		(3) 住宅支援の強化	① 県営住宅での一時受入 ② 公営住宅等における優先入居や入居資格の緩和	
		(4) 同伴する子ども等への支援の強化	① DV被害者及び同伴する子ども等に対するところのケアの充実（再掲） ② 同伴する子ども等に関する情報の適切管理 ③ 子どもが安全に就学できるための支援の強化 ④ 同伴する子どもに対する一時保護施設における保育・学習支援の充実 ⑤ 市町村のDV担当部門と要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携強化	